

高額療養費制度は、ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給さ れる制度です。(差額ベッド代などの保険診療以外のものや、入院時の食事代は除きます。)

平成27年1月からの高額療養費制度改正により、70歳未満の自己負担限度額の区分が見直されます。

【70歳未満の場合】

平成26年12月診療分までの自己負担限度額

所得区分	総所得金額等	3回目まで	4回目以降
上位所得者	600万円超	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

平成27年1月診療分からの自己負担限度額

所得区分	総所得金額等	3回目まで	4回目以降
	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
上位所得者	600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

【70歳以上の場合】限度額に変更はありません

■申請手続き

該当する世帯には、診療した月から通常3か月後に町から申請書を送付します。 申請書が届きましたら、 領収書と被保険者証などをお持ちの上、住民ほけん課国保年金担当に申請してください。

> 問合せ/国保年金担当四991-1868 高齢福祉担当回991-1884 介護保険担当111991-1886



同じ医療保険の世帯内で、1年間に支払った医療費と介護 サービス費の自己負担の合計が限度額(下表参照)を超えた 場合、申請すると超えた分が支給されます。

世帯の年間での自己負担限度額

【年額 平成25年8月~平成26年7月】

所得区分		後期高齢者 医療制度 +介護保険	又は被 (職場の[康保険 用者保険 医療保険) 養保険 70~74歳
 現役並み所得者		67万円	126万円	67万円
一般		56万円	67万円	56万円
低所得者	Ⅱ(Ⅰ以外)	31万円		31万円
[住民税 非課税世帯]	I (所得なし)	19万円	34万円	19万円

※支給額が500円以下となる場合や、医療・介護いずれかの 自己負担額が0円の場合は、支給の対象となりません。

同一世帯内でも、医療保険が異なる世帯員の自己負担額 は合算できません。

■申請について

支給申請は、平成26年7月31日時点に加入し ていた医療保険に行います。

- ▶町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加 入者で支給の対象となる方は、申請の通知を発送 します。通知が届いた方は、申請の手続きをして ください。
- ▶被用者保険(職場の医療保険)に加入されている方 は、住民ほけん課介護保険担当で「自己負担額証 明書」の交付を受けた上、職場などを通じて各医 療保険に申請してください。
- ▶平成25年8月から平成26年7月までの間に他市 町村から転入された方は次の①の書類を、同じ期 間に他の医療保険制度から町の国民健康保険又 は後期高齢者医療制度に移られた方は次の②の 書類を添付して、住民ほけん課高齢福祉担当に申 請してください。
 - ①転入前の介護保険及び医療保険が発行した「自 己負担額証明書」
 - ②以前加入していた医療保険が発行した「自己負 扣額証明書|